

平成24年度 緑区社会福祉協議会事業計画

少子高齢化や厳しい経済状況という急激な社会情勢の変化の中で、「無縁社会」と呼ばれる家族や地域のつながりの脆弱化、高齢者・障がい者の権利侵害など、福祉課題が多様化する中で、住み慣れた地域での安全で安心な暮らしへの期待が、ますます高まっています。

緑区社会福祉協議会では、そのようなニーズに対応していくために、平成22年度に策定された第2期緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の実現に向けて、地域や関係機関のみなさまとともに積極的に取り組んでいます。

本年度は、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進を中心に、様々な地域課題を解決していくために、5つの重点項目を中心に事業に取り組んでまいります。

＜重点項目＞

1 地区を中心とした「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

地区担当職員により区や地域ケアプラザと連携しながら、地域の中で生じる課題の解決に向けて、地区社協を中心とする地域のみなさまとともに、第2期緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進に取り組めます。

2 ボランティアセンター機能の強化

福祉保健活動拠点のボランティアセンター機能を強化するため、地域からのニーズを登録ボランティアに向けて情報発信するとともに、新たな人材を発掘するために各種ボランティア育成事業に取り組めます。

また、ボランティアをよびボランティアコーディネーターのスキルアップを図るため、スキルアップ研修を実施します。

3 移動情報センターの相談機能充実

関係機関と連携しながら、単なる移動情報の提供にとどまらない、総合的な障がい福祉の相談や支援を行えるよう、緑区移動情報センターを運営します。

4 あんしんセンター機能の拡充

自分で金銭や大切な書類などを管理することに不安のある高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区や地域包括支援センターと連携しながら「あんしんセンター事業」を展開し、契約件数増を目指します。

また、市社協と協力して市民後見人養成に関するモデル事業を展開してまいります。

5 組織体制の強化

コンプライアンス（法令遵守）・ディスクロージャー（情報開示）・アカウントビリティ（説明責任）の原則にもとづき、市民からの信頼に応えられる透明性の高い運営を心がけます。

I 法人運営

【財源】 会費・市社協補助金・団体負担金・預金利子・
福祉事業基金果実

地域福祉の推進を目的とする団体としての認識を深め、地域に根ざした活動の推進を行うため、会員相互の連携を深めるよう組織運営を行います。

また部会・分科会を中心とした「みどりのわ・ささえ愛プラン区計画」の推進についても協議します。

1 理事会・評議員会・監事会

- ◆理事会（年4回）
- ◆評議員会（年4回）
- ◆監事会（年1回）

2 部会・分科会

- ◆部会
 - ・地域福祉関係団体部会（年1回）
 - ・当事者団体部会（年3回）
 - ・福祉保健教育専門機関部会（年1回）
- ◆分科会
 - ・福祉施設等分科会（年3回）
 - ・民生委員児童委員分科会（年3回）
 - ・地区社会福祉協議会分科会（年6回）
 - ・地区連合自治会分科会（年3回）
 - ・障がい福祉当事者団体分科会（年3回）
 - ・ボランティア分科会（年10回）
 - ・NPO等分科会（年6回）
 - ・福祉団体等分科会（年2回）

3 委員会

- ◆委員会
 - 緑区社会福祉大会実行委員会（年2回）
 - 緑区社会福祉大会顕彰委員会（年1回）
 - ボランティアセンター運営委員会（年1回）
 - 緑いきいき助成金運営委員会（年2回）
 - 障害者地域作業所等設置支援資金貸付審査委員会（随時）

4 会員促進事業

市社協作成の会員拡充「区社協ガイドライン」に基づき、区社協の組織拡大

に取り組みます。

賛助会員の拡大を図るため、会員となるメリットや社協事業のPRを行います。

5 実習生受入

社会福祉分野に進む大学生の実習を受け入れます。(2校)

6 苦情解決の対応

苦情解決の仕組みのPRに努め、利用者からのご意見に迅速に対応するとともに、苦情をニーズとして受け止め、利用者の権利擁護、事業・サービスの質の向上に努めます。また、ご意見箱を常設し出された意見を参考に業務改善を進めるとともに、ご意見と回答を掲示します。

7 その他の法人事務

社会福祉法の精神に則り、情報公開・個人情報保護制度の運用について、透明性の高い事業経営を進めます。

また、財政活動の透明化と経費の節減のため、社会福祉法人会計基準に準拠した「全国社会福祉協議会モデル経理規程」に基づき、会計システムを活用しながら組織活動・財政活動の透明性を確保し、信頼ある組織運営に努めます。

II 拠点運営

【財源】 区指定管理料・利用料・市社協補助金

1 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

「緑区福祉保健活動拠点」の運営を通じて、区内で自主的に福祉保健活動を行っている団体に対して活動の場を提供し、住民活動の活性化を図ります。

- (1) 利用者アンケートを実施し、利用者に使いやすい拠点の運営を行います。
- (2) 利用者調整会議を開催し、拠点利用団体間の交流を行います。(2回)
- (3) ご意見箱を設置し、利用者の声が届きやすい体制を整えます。(再掲)

III 小地域活動の推進・支援

【財源】 会費・市社協補助金・県社協補助金・共同募金・
年末たすけあい配分金

日常生活圏域でのたすけあいを進めるため、地域住民の一番身近な福祉活動を

行う団体である地区社会福祉協議会を地区のニーズと特性を重視しながら支援していきます。

1 研修事業

(1) 地域福祉講座補助金

地域の人材育成や福祉保健意識の啓発、地区社協の運営に携わる方々のスキルアップと組織理解の増進のために地区社協が実施し、区社協地区担当が地区に向いて支援する研修会等について助成します。(5地区)

(2) ボランティアコーディネーター研修・地区ボラセン連絡会

各ボランティアコーディネーターのコーディネートスキル習得と向上、各機関のボランティアコーディネーター間での情報交換が可能となるような関係づくり、これからボランティアセンターを立ち上げようとしている地域の支援を目的として開催します。(研修：年1回、連絡会：年1回)

2 地区社協支援事業関連 【重点】

(1) 地区ボランティアセンターへの支援(4地区)

地区単位でのボランティアセンターの開設や運営について支援します。

(2) 地区社会福祉協議会の活動支援

地区社協の活動支援、状況把握、相談対応のために地区担当制を進めていきます。

各地区担当は地区社協支援に必要なコミュニティワークを実践していくため、地区社協支援計画を作成し、その計画を事務局全体でも検討・共有します。

地区社協支援計画の進捗について、地区支援記録による進行の確認、事例検討等を行います。

地区担当は会議、イベント等を通じて情報を収集し、新規データを取り入れながら、地区アセスメントシートを全地区で作成・更新し、地区社協支援計画の推進に活かします。

地区社協活動の周知のために、本会ホームページに地区社協データを掲載し更新を行います。

(3) 地区社協への事業助成

地区社協へ対象事業に対応した活動運営費を交付します。(11地区)

3 地域ケアプラザ等との連携

(1) 地域ケアプラザ等との連携を介した小地域支援

地域ケアプラザとの連携を介した小地域支援を特に地域活動交流コーディネーターとの連携を中心として日常的に行います。

(2) 地区別計画の推進

地域ケアプラザ等に対して、区役所と協働して地区別計画推進費を展開し、地域ケアプラザ等に地区支援チームの中でも重要な役割を担ってもらうとともに、それを十分に支援できる体制を区役所と構築します。

(3) 地域ケアプラザ所長会への参加（年6回）

隔月で開催される地域ケアプラザ所長会に参加し、区社協事業への協力依頼や「みどりのわ・ささえ愛プラン」を協働して進めるとともに、相互に情報交換を行い連携を深めます。

(4) コーディネーター連絡会の開催（年12回）

コーディネーター連絡会に事務局として参加し、地域ケアプラザや区役所等との連携を深め、地域課題の把握や解決に向けた小地域支援を行うとともに、地域からの要望に即した情報発信を行います。

4 緑区地域福祉保健計画（「みどりのわ・ささえ愛プラン」）推進 【重点】

「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進に、緑区役所と協働事務局として取り組み、地域ケアプラザをはじめとする関係機関と協働で計画を推進していきます。

(1) 地区支援チームの月例開催

「みどりのわ・ささえ愛プラン」の地域にをける取組を地域住民が主体となって推進していけるよう支援するために地区支援チームを設置します。

地区支援チームは、区役所・区社協・地域ケアプラザ等の職員から構成され、11地区連合自治会単位ごとに、チームで連携して地区支援にあたります。

(2) みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会の開催

緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、計画の進行管理と評価、計画実践の支援について協議する、推進委員会を協働事務局として開催します。

(3) みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画推進委員会の支援

以下の3点を目的に開催される地区別計画推進委員会を支援します。

- 地区別計画を推進するため、地域課題の解決に向けた取組を行うこと
- 地域福祉保健の推進に係る各種の情報交換・意見交換を行うこと
- 地区別計画の目標に向けた地域の取組の推進状況の把握を行うこと

(4) 地区社協支援を通じての地区別計画推進

地域福祉講座補助金や地区ボランティアセンターへの支援等を通じて、地区社協の行う様々な事業を支援することで、地区社協事業による地区別計画の推進を支援します。

(5) 地域ケアプラザ等・区役所と協働した地区別計画推進の支援（再掲）

地域ケアプラザ等に対して、区役所と協働して地区別計画推進費を展開し、地域ケアプラザ等に地区支援チームの中でも重要な役割を担ってもらうとともに、それを十分に支援できる体制を区役所と構築します。

5 高齢福祉関係事業

敬老月間の一環として、高齢者福祉施設を訪問します。(年1回)

また、高齢者食事サービス団体や高齢者サロン、地域リハビリ団体等に助成し地域でのささえあいを支援します。

IV ボランティア活動の推進・支援

【財源】 会費・市社協補助金・区指定管理料・参加費・
年末たすけあい配分金・寄附金・預金利子

1 ボランティアセンター事業 【重点】

(1) ボランティア情報紙の発行・タウンニュースへの掲載

情報紙発行全戸配布年2回、タウンニュースへは年12回掲載し、ボランティア情報を発信します。

(2) ホームページでのボランティア情報提供

(3) ボランティア相談コーナー事業の実施

相談コーナーではコーディネーターを配置し、ニードカード作成、登録ボランティアの更新調査等を行います。

ボランティア検索調整システムにより、ニード対応の効率化を図ります。

メールアドレス登録済みのボランティアにはメールによるニード情報提供を行います。

(4) ボランティア分科会の開催(年10回)(再掲)

(5) ボランティアコーディネーター研修・地区ボラセン連絡会(再掲)

各ボランティアコーディネーターのコーディネートスキル習得と向上、各機関のボランティアコーディネーター間での情報交換が可能となるような関係づくり、これからボランティアセンターを立ち上げようとしている地域の支援を目的として開催します。

(6) 各種研修・講座の開催

講座名	目的
ボランティア養成講座	ボランティアの養成
障がい児余暇支援入門講座	障がい児余暇支援の担い手の拡充
こころの病をかかえる人がわかる講座	精神疾患のある方への地域での支援
手話ボランティア入門講座	手話を学びたい区民と手話サークル活動の支援
災害ボランティアコーディネーター養成講座	災害時要支援者と支援者間のコーディネート体制づくり
ボランティア登録者交流会	登録ボランティアの支援と活動の発展

(7) ボランティアグループ活動支援・助成

福祉保健活動拠点としてボランティア活動できる場所を提供し活動の振興を図るとともに、さまざまなボランティアグループからの相談に応じます。

(8) ボランティアセンターパンフレットの活用

新規登録ボランティア、新規依頼者への配布を目的としたパンフレットを活用し、ボランティア活動の理解を促進します。

2 善意銀行の運営

区民の皆さまからご寄付いただいた金品をボランティアセンター運営委員会の審議を経て、地域福祉推進のため適切に配分します。

また、活動団体の方々が事業に活用をしていただきやすいように配分の時期や配分の方法について運営委員会の中で引き続き検討していきます。

善意銀行への預託者が増えるようPRをしていきます。

V 福祉啓発・福祉教育の推進・支援

**【財源】 会費・市社協補助金・区指定管理料・参加費・
年末たすけあい配分金**

1 広報啓発事業

(1) 啓発事業

福祉への理解を深めるため啓発事業を実施します。

- 緑区社会福祉大会の開催（区共催）
- 緑区民まつりへの参加
- ハーモニーみどりふれあいまつりの共催実施

(2) 広報紙（再掲）

社協だより みどり を年2回発行し、福祉保健情報を区民に発信します。

(3) ホームページ

区社協ホームページをリニューアルし、タイムリーな福祉情報の提供を図ります。

2 福祉教育事業

(1) 福祉教育を実施する学校等の相談・コーディネート・機材貸し出しの実施

(2) 教員を対象とした福祉研修を実施

市社協と18区社協共催で2日間60名の教員を対象に行います。

(3) 福祉教育実践校への助成

区内の学校からの申請を受けて福祉教育助成金を交付します。

- (4) 学校からの相談への対応と講師派遣
- (5) 緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育の地域出張研修の支援

VI 福祉ニーズのある方への支援

【財源】 会費・市社協補助金・市社協委託料・県社協委託料・
市委託料・区補助金・利用料・参加費・寄附金・共同募金・
年末たすけあい配分金・国際障害者年基金

1 障がい福祉関係事業の実施

- (1) 学齢障がい児余暇支援事業の実施
長期休暇中の学齢障がい児の余暇支援事業について、学校等と協力し実施します。
- (2) 緑区学齢障がい児の余暇を考える会の実施
地域活動ホーム、福祉施設、区役所、学校、地域ケアプラザ、NPO 団体や家族との連携を深め、障がい児余暇について情報集約・提供や必要な支援の検討を行います。
- (3) 障がい者青年学級を実施するボランティアグループ「みつばち」の支援
作業所等に勤務する障がいのある青年層の余暇支援を行うボランティアグループを地域ケアプラザと連携して支援します。
障がいのある青年層の余暇支援を長期的に継続していくことを前提に、ボランティア中心での実施を目標とします。
- (4) ボランティアの育成
ボランティア講座や教育機関への周知等を介してボランティアを拡充します。
地域で障がいのある方を支えるボランティアを育成します。

2 児童福祉関係事業

- (1) 子育て支援の連携
緑区地域子育て支援拠点、児童福祉関係者や行政と連携を図り、区民が子育てをしやすいよう支援します。
- (2) 交通遺児支援
交通遺児に見舞金や激励金を交付します。

3 権利擁護事業 【重点】

- (1) あんしんセンター事業の実施
 - 高齢者・障がい者の金銭管理や預金通帳など財産関係書類等の預かりサービスを中心とした日常生活支援を提供します。

- 地域ケアプラザ等、福祉機関との連携により、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談に対応します。
- 各地区民生委員児童委員協議会、サロン、小規模施設等にも積極的に出前相談を行い、サービスを必要としている方やその支援者に制度説明等を行います。

(2) 市民後見人養成・支援事業のモデル展開 【新規】

横浜生活あんしんセンターが主となって行う、市民後見人養成に関するモデル事業を実施します。

4 送迎・外出支援サービス事業

送迎サービス事業をよび横浜市外出支援サービス事業の実施

(1) 外出支援サービスの実施

市社協からの委託により、車イス利用者等の移動困難な介護保険対象者に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(2) 地域移送サービスの実施

外出支援サービスの対象とならない移動困難な障がいのある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(3) 肢体不自由児移送サービスの実施

医療的ケアがない学齢肢体不自由児について、付添者がいなくても利用できる送迎サービスを実施します。

(4) 知的障がい児移送サービスの実施

区内在住・在学の知的障がい児を対象に、付添者がいなくても利用できる送迎サービスを実施します。

(5) 送迎サービス事業をよび外出支援サービスの見直し

送迎サービスをよび外出支援サービスの財政上の課題を踏まえて、送迎サービスの見直しを図ります。

5 移動情報センター事業 【重点】

横浜市からの委託により、障がい者等の社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、移動に支援を必要とする障がい者等の相談に対応する移動情報センターの運営を行います。

(1) 相談業務

移動に支援を必要とする障がい者等に対し、移動支援に関する相談への対応や情報提供、福祉サービス事業者の紹介を行います。

また、相談対応に必要な情報収集をよび更新を随時行います。

(2) 移動情報センター推進会議の運営 (年6回)

移動情報センターの運営について、情報共有・協議・連携を図ります。

(3) 研修・講座の開催 (年2回)

社会資源の活用や地域支援体制の構築等を進めるため、研修・講座を開催します。

(4) 事業者連絡会の開催 (年2回)

緑区内の移動支援事業者との連携を図るため、事業者連絡会を開催します。

6 災害援護事業

(1) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 (再掲)

災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、災害ボランティア育成、コーディネーター養成を区と協力して行います。

災害ボランティアネットワークを支援しながら、災害時のボランティアコーディネート体制について検討をすすめます。

(2) 災害ボランティアネットワークの支援

災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者等を対象に設立を働きかけた災害ボランティアネットワークが主となって行う、災害ボランティア活動を推進していく以下の活動を区と協働して支援します。

- 防災技術の維持・向上
- 新規コーディネーターの養成
- 防災知識・技術の習得
- 会員間の連携強化
- 防災関係団体との連携

(3) 災害時にをける区ボランティア活動拠点の設置・運営

区と協議し作成した、「緑区災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、災害時にをける区ボランティアセンターの設置・運営について準備します。

(4) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

7 貸付事業

援護を必要とする世帯を対象に次の事業を実施します。

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

民生委員児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸付長期滞納者への対応を進めていきます。

(2) 総合支援資金貸付事業の実施

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人を対象とし、生活の立て直しや経済的自立の支援を行います。

VII 共同募金

【財源】 市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金・
国際障害者年基金

1 赤い羽根共同募金の配分 「緑いきいき助成金」

赤い羽根共同募金を財源とする各種福祉団体への助成金について、その配分の透明性を高めるため、よこはまふれあい助成金と統合し、「緑いきいき助成金」として運営委員会で配分を決定して助成します。

2 年末たすけあい募金の配分

地域のみなさんから寄せられた募金をもとに、高齢者食事サービス団体や地域リハビリ活動団体等に配分を行い、地域でのささえあいを進めます。

また「年末たすけあい地区社協要援護者支援事業配分」を行い、地域に密着した要援護者支援を進めます。

Ⅷ 各種福祉団体の運営

【財源】 各団体による

1 各種福祉団体の運営

各種福祉団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

- (1) 神奈川県共同募金会緑区支会
- (2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会
- (3) 緑区保護観察協会
- (4) 緑区“社会を明るくする運動”推進委員会
- (5) 緑保護司会
- (6) 緑区更生保護女性会
- (7) 緑区戦没者遺族会
- (8) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部